

東三河都市計画ごみ処理場
(一般廃棄物処理施設)

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る
都市計画(変更)の概略の案

令和3年2月



豊 橋 市

目 次

1. 都市計画を定めようとする目的	1
2. 上位計画における当該施設の位置付け	2
(1) 豊橋市都市計画マスタープラン	2
(2) 東三河都市計画区域マスタープラン	2
3. 対象事業の概要	2
4. 構想段階の評価結果	3
(1) 複数の概略の案	3
(2) 構想段階評価結果	3
(3) 構想段階評価結果を踏まえた決定の考え方	4
5. 都市計画（変更）の概略の案の決定	4
(1) 都市計画（変更）の必要性	4
(2) 位置、区域、規模の妥当性	4
(3) 構想段階の複数案との比較評価	5
(4) 概要	5
(5) 理由	5
6. 都市計画（変更）の概略の案	6
(1) 都市計画の種類	6
(2) 名称	6
(3) 位置	6
(4) 区域の変更	7
7. 都市計画の手続き等	8
(1) 都市計画の手続き	8
(2) 問合せ先	8

1. 都市計画を定めようとする目的

国は、ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、平成9年に各都道府県に対して「ごみ処理の広域化計画について」を通知しました。このことを受けて愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を、また平成21年3月には「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」（以下「県広域化計画」という。）を策定しました。県広域化計画では、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指し、県内を13ブロックに区割りし、豊橋市及び田原市は豊橋田原ブロックとして位置付けられ、今後新たな焼却処理施設整備にあたっては、広域的な施設整備を行うこととしています。

こうした中、豊橋市及び田原市では平成12年2月に豊橋渥美地域広域化ブロック会議（当時は豊橋市、田原町、赤羽根町及び渥美町の1市3町で構成）を設置し、ごみ処理広域化の検討を開始しました。また、平成25年2月には、豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議に名称を改め、平成26年3月に、ごみ処理の広域化を具体的に推進するため、新たな施設整備における基本的な方向性を示した「豊橋田原ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定しました。

両市の現状として、豊橋市の焼却処理施設である「豊橋市資源化センター」は、1・2号炉が平成14年度から稼働しており、今後2年で、稼働20年以上となります。また、3号炉が平成3年度から稼働しており、今後1年で稼働30年以上となります。田原市の焼却処理施設である「田原リサイクルセンター（炭生館）」は、平成17年度から稼働しています。

「広域化計画」では、広域処理対象施設を焼却処理施設と粗大ごみ処理施設とし、広域処理対象施設の設置場所は、豊橋市資源化センターの周辺としました。

豊橋市資源化センター及び周辺の廃棄物処理関連施設は、平成16年3月に豊橋渥美都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場として都市計画決定されています。

これらを受け、令和元年10月には豊橋市及び田原市のごみ処理施設を1施設に集約する「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設」を都市計画法第11条第1項第3号に掲げる都市施設（ごみ焼却場・ごみ処理場）として決めました。今回は、事業計画の変更に伴い、区域を約9.2haから約6.0haに見直すものです。

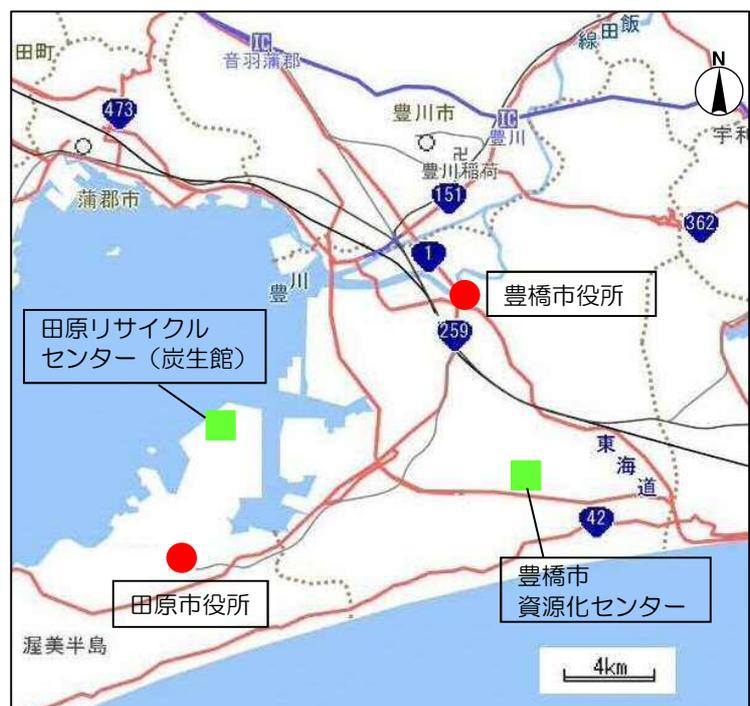


図1 既存焼却処理施設位置図

2. 上位計画における当該施設の位置付け

(1) 豊橋市都市計画マスタープラン

豊橋市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月策定）においては、ごみ処理施設に関して、「ごみ処理施設などの整備については、周辺環境の保全を図るため、都市計画などと調和した適正な配置を促します。」と方針が掲げられており、当該施設は、豊橋市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

(2) 東三河都市計画区域マスタープラン

当該施設は、東三河都市計画区域マスタープランの方針「市の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」に該当するものです。

この方針は、愛知県廃棄物処理計画における焼却処理の広域化の考え方である「一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、『第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）』に基づき、焼却処理の広域化を推進する。」を踏まえています。

また、愛知県廃棄物処理計画が根拠とする「県広域化計画」では、「豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。」とあります。

以上により、当該施設はこれら上位計画において位置付けられた施設です。

3. 対象事業の概要

表1 対象事業の概要

対象事業の種類	ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の設置の事業	
名称	東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 豊橋田原ごみ処理施設整備事業	
位置	豊橋市豊栄町地内	
施設規模	焼却処理施設	417 t / 日
	粗大ごみ処理施設	36 t / 日

※施設規模は、豊橋田原ごみ処理施設整備計画（改訂版）による

(3) 構想段階評価結果を踏まえた決定の考え方

複数案から単一の概略の案への絞り込みにあたっては、当該施設整備における基本的な方向性を示した「広域化計画」において、施設の一体的整備による財政的なメリットを、当該施設の設置場所を既存施設周辺とする理由の一つとしていることから、既存資源化センターに存在するユーティリティーの活用など、合理的な立地性について検討を行いました。検討の結果、最も合理的な立地であると考えられる「北案」を、「都市計画の概略の案」として決定し、令和元年10月に都市計画を定めました。

5. 都市計画（変更）の概略の案の決定

(1) 都市計画（変更）の必要性

豊橋田原ごみ処理施設整備事業においては、当初整備予定地を豊橋市資源化センターの北側として、都市計画決定をしました。しかしながら、近年のごみ量減少傾向を受け、豊橋田原ごみ処理施設の施設規模を450t/日から417t/日へ見直すこととなりました。そして、当処理施設は、既存の敷地内に整備することが可能となり、豊橋田原ごみ処理施設整備計画の変更を行います。この事業計画の変更にあたっては、現施設でのごみ処理を継続しつつ機能移転及び施設解体を行い、新施設の段階的な整備を実施できることから、周辺へ及ぼす影響が抑制されるとともに、将来にわたって施設を経営的に運営することができるため、妥当性及び合理性があることを確認しています。そのために、都市計画を変更して廃棄物総合処理施設の区域を縮小する必要があります。

(2) 位置、区域、規模の妥当性

①位置、区域等の妥当性

ア 位置・区域

位置の選定にあたっては、豊橋市・田原市への設置について、廃棄物の排出量による収集運搬効率や災害時のリスクの面から検討した結果、豊橋市を選定しました。豊橋市における位置の選定にあたっては、市街地から離れた調整区域であることや、幹線道路の配置が良好で廃棄物の搬入搬出など交通アクセスが優れていること、田原市からのアクセス距離が比較的短く収集運搬での優位性が高いことなどについて検討しました。この結果、(都)名豊道路や(都)小松原街道線により豊橋市内からアクセスしやすいだけでなく、(都)豊橋鳥羽線を利用することで田原市内からもアクセスしやすい第1号廃棄物総合処理施設を活用します。この区域は、余熱利用施設などの既存ストックの活用ができ、かつ、災害時の緊急対策拠点として利用可能な区域です。

イ 周辺の土地利用状況

本施設は市街化調整区域に存し、「豊橋市都市計画マスタープラン」の土地利用方針では、農業地域として位置付けられています。施設周辺は主に田畑として土地利用されており、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物は約100m以上離れた場所に位置しているため、周辺住環境へ影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

ウ 周辺都市施設

計画地の西側には、(都)小松原街道線が位置し、南側には東西方向を連絡する(都)名豊道路が位置しております。

②規模の妥当性

ア 施設規模

必要な焼却ごみ処理量は、豊橋市・田原市から発生する廃棄物及び災害廃棄物を合わせた 417 t/日となります。また、粗大ごみ処理量は豊橋市・田原市から 36 t/日発生すると予想されま
す。このため、これらの処理が可能な施設規模を確保する必要があります。

イ 計画地の利用方法

第1号廃棄物総合処理施設は、工場棟、管理棟、駐車場、緑地及び構内道路などにより構成され
ます。新施設については、施設規模が縮小したことからこれら既存施設の移転・解体と合わせ
て、既存の処理施設の敷地内で段階的に整備します。工場棟は圧迫感や日照阻害等の周辺環境に
与える影響を低減するような配置、緑地率 25%以上の確保に配慮します。また、既存施設の跡
地を含め、廃棄物総合処理施設として、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な利用形態
を検討します。

(3) 構想段階の複数案との比較評価

今回、都市計画（変更）の概略の案を策定するにあたり、配慮書において比較評価された検討
項目（大気質、景観）について、複数案と変更事業計画を比較検証しました。その結果、大気質
は新施設の煙源条件は既存施設と同等もしくはそれ以下となるよう計画することから、重大な影
響を生じないため同等と評価しました。景観は地盤高が低く周囲に対し建物の相対的な高さを最
も低く抑えられることから、眺望景観に及ぼす影響がより小さいと考えられるため優れていると
評価しました。

また、変更事業計画は既存施設の敷地内に整備することとしているため、新たな土地改変区域
を生じさせないことから、良好な都市環境の保持の面における周辺に与える影響は、極力低減さ
れたものとなっています。

以上より、都市計画（変更）の概略の案は、複数案に比べて環境に与える影響は小さく、都市
計画（変更）の概略の案の位置及び区域の妥当性が確認できることから、既存施設の敷地内で新
施設を整備するものとします。

(4) 概要

都市計画ごみ処理場中第1号廃棄物総合処理施設（一般廃棄物処理施設・汚物処理場）を次の
ように変更します。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	施設名			
1	廃棄物 総合処理施設	豊橋市豊栄町、 東七根町地内	約 6.0ha	

(5) 理由

豊橋田原ごみ処理施設整備計画の変更に伴い、廃棄物総合処理施設の区域を 9.2ha から 6.0ha
へ変更するものです。

6. 都市計画（変更）の概略の案

- (1) 都市計画の種類：東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
- (2) 名称：廃棄物総合処理施設
- (3) 位置：豊橋市豊栄町、東七根町地内

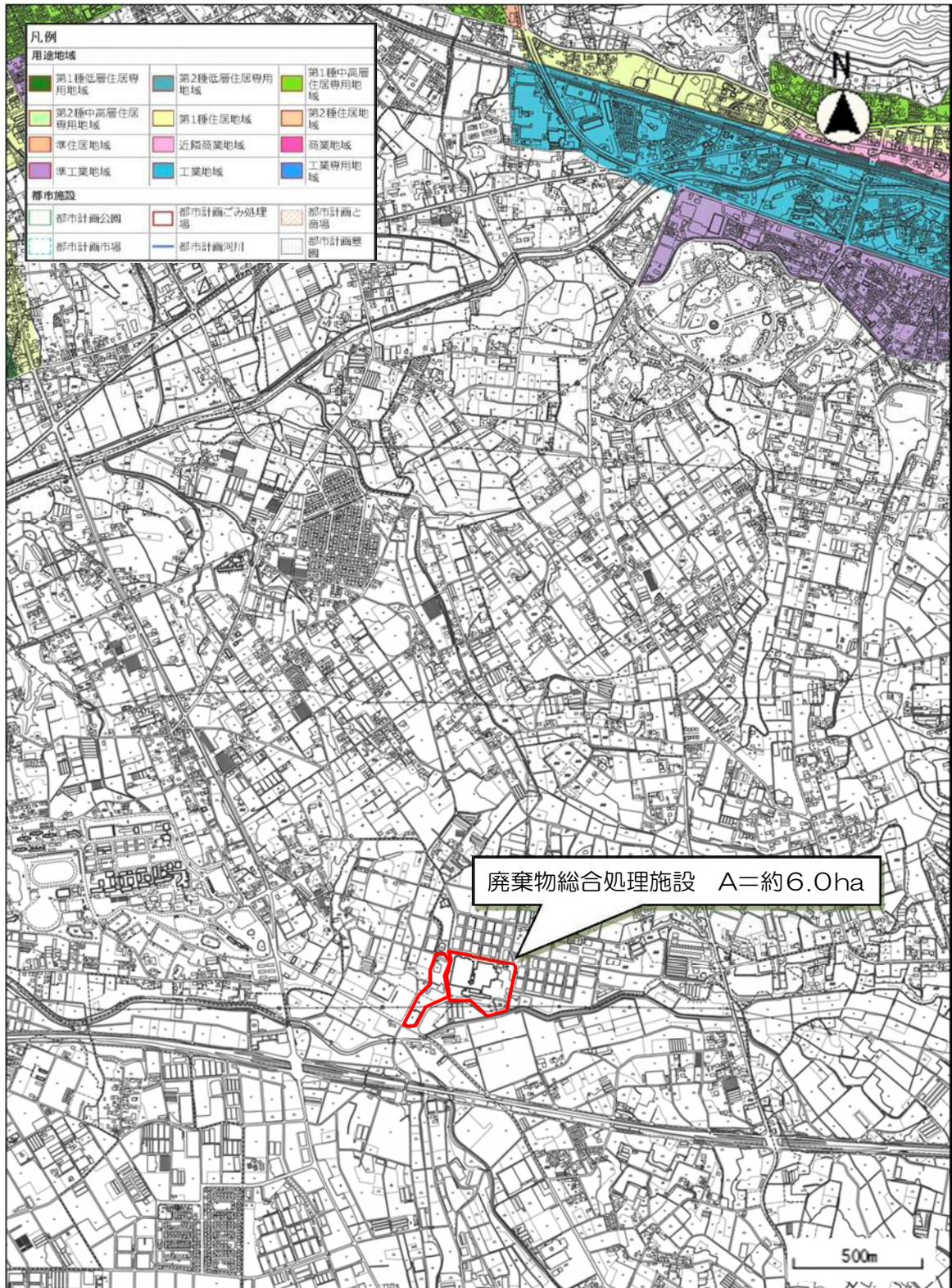


図3 位置図

(4) 区域の変更

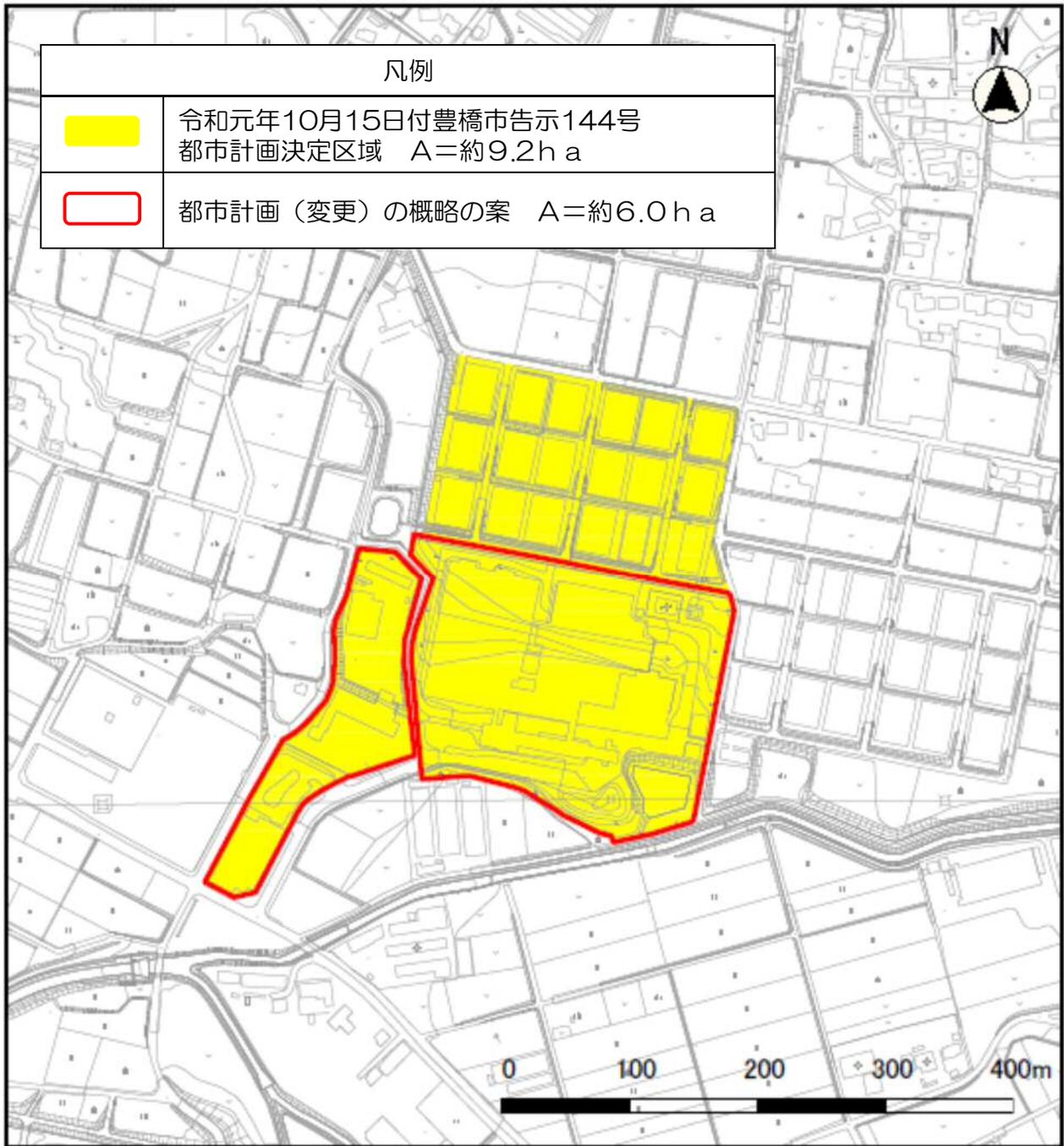


図4 都市計画(変更)の概略の案

7. 都市計画の手続き等

(1) 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、図5に示すとおりです。今後は、以後に実施される計画段階手続きを進めてまいります。

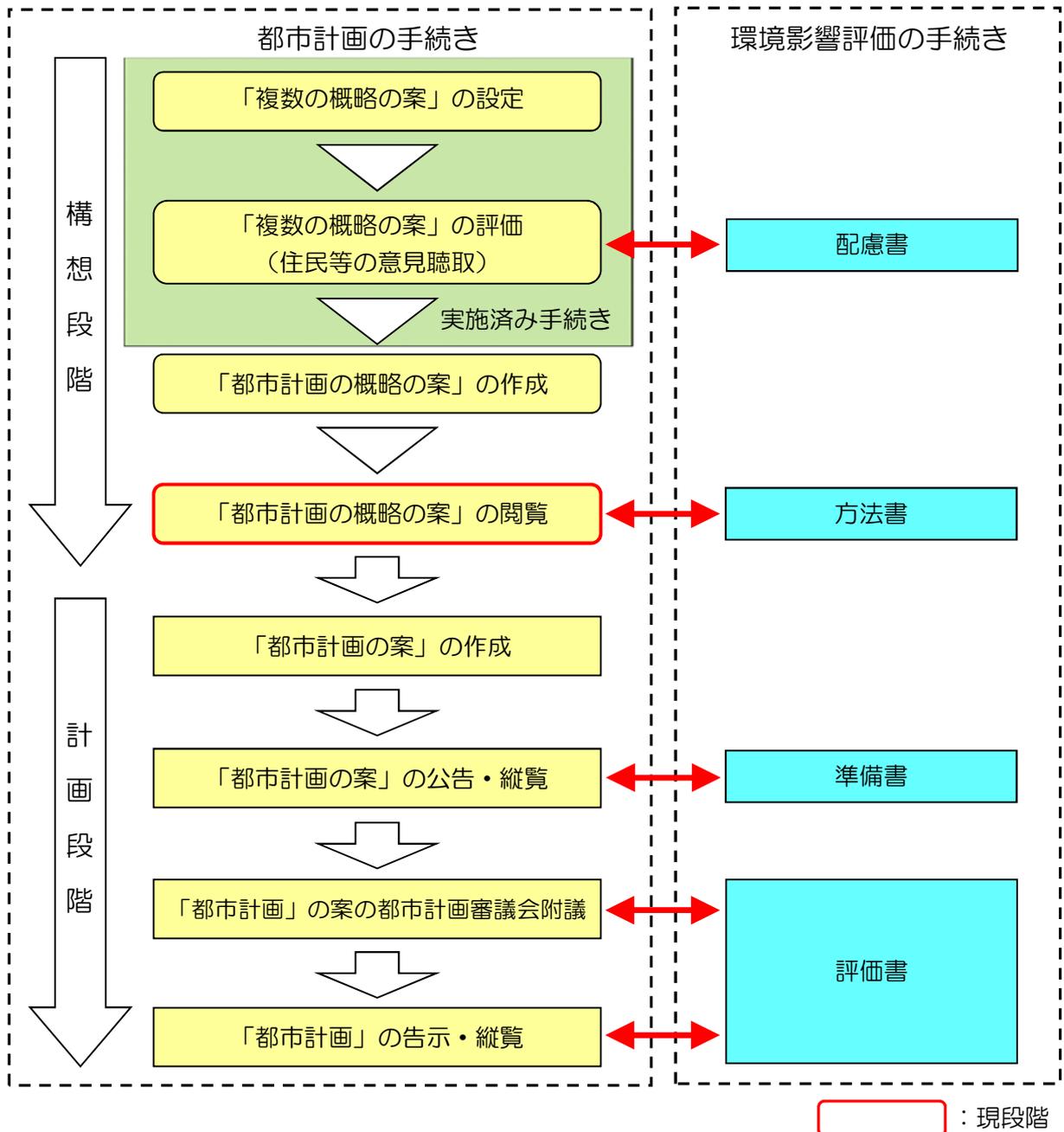


図5 都市計画及び環境影響評価の手続き

(2) 問合せ先

問合せ先	豊橋市環境部施設建設室 〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地（資源化センター内） TEL 0532-38-0777 FAX 0532-46-7942
------	--